

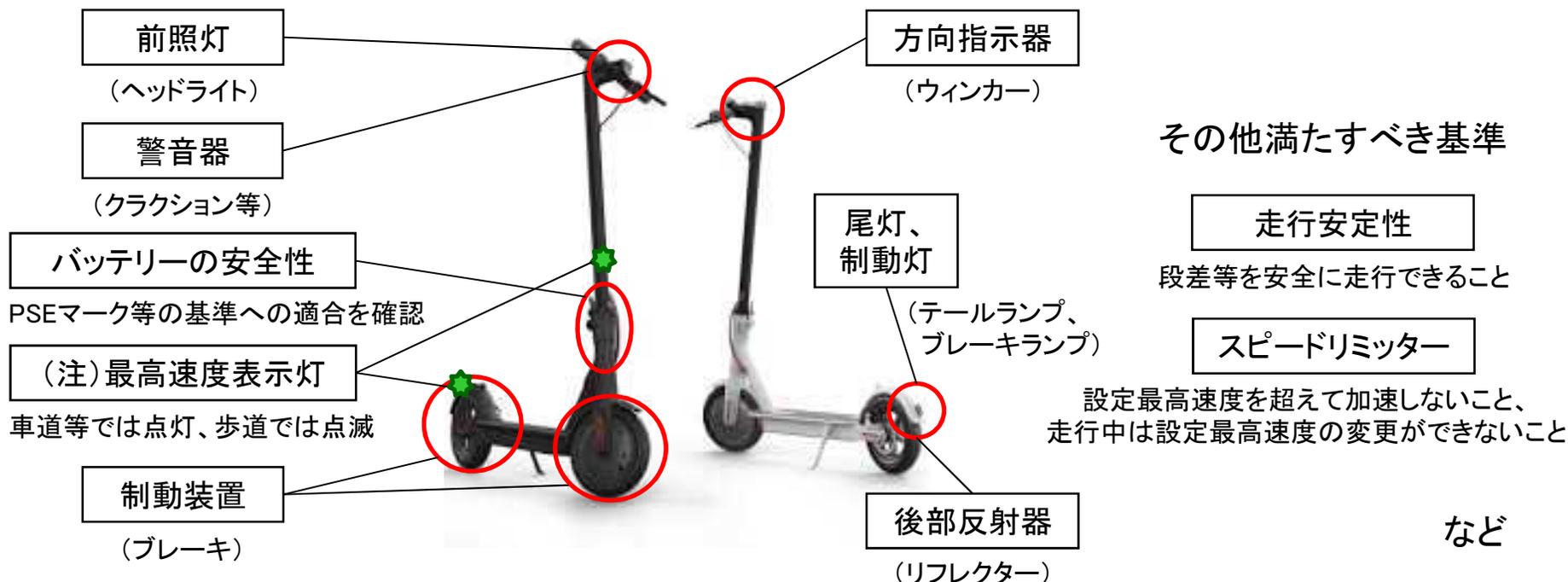
# 特定小型原動機付自転車の保安基準概要

- 公布・施行日：令和4年12月23日（最高速度表示灯のみ、施行：改正道交法施行日）
- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の安全確保のため、その構造や使用方を踏まえて保安基準を設定

## 特定小型原動機付自転車の範囲

- ・ 最高速度 : 20km/h以下
- ・ 定格出力 : 0.6kW以下
- ・ 車体の大きさ : 長さ1.9m以下、幅0.6m以下

## 特定小型原動機付自転車の保安基準項目



(注) 歩道を6km/h以下で走行するモードを有しないものについては、点滅機能は不要

# 特定小型原動機付自転車の保安基準の要件概要と適用日

＜特定小型原動機付自転車の保安基準の要件概要＞※具体的な基準について、国交省HPにも掲載。(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_fr7\_000007.html)

項目	要件概要
接地部及び接地圧	道路を破損するおそれのないものであること。
制動装置	2個の独立した操作装置を有し、確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、制動停止距離が5m以下であること。 2系統以上のうち1系統は、平坦な舗装路面等で確実に特定小型原動機付自転車を停止状態に保持できること。
車体	堅牢で運行に十分耐えるものであること。乗車装置が確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみが生じないようにしていること。
安定性	一定のくぼみや段差の路面において安定した走行を確保し、運転者による制御が可能であること。
前照灯	夜間前方15mの距離の障害物を確認できること。
尾灯	夜間後方300mから点灯を確認できること。
制動灯	昼間後方100mから点灯を確認できること。
後部反射器	夜間後方100mから走行用前照灯で照射した場合にその反射光を確認できること。
警音器	適当な音響を発するものであること(自転車に装着されるベル等でも可)。
方向指示器	車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部を見通すことができる位置に少なくとも左右1個ずつ取り付けられていること。
速度抑制装置	設定最高速度で走行しているときに加速装置を操作しても加速しないこと。設定最高速度が2種類以上ある場合、走行中に設定変更ができないこと。
電気装置	原動機用蓄電池は以下のいずれかの基準に適合していること。 国連規則、欧州規格、国連危険物輸送勧告、PSEマーク(電気用品安全法に基づく表示)
乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であること。
最高速度表示灯	昼間前方及び後方25mから点灯を確認できること。 車道モード：緑色点灯、歩道モード：緑色点滅

＜特定小型原動機付自転車の保安基準の適用日＞

公布日	適用日				
	令和4年12月23日	新車	改正道路交通法の施行日※	使用過程	最高速度表示灯
上記以外の装置					改正道路交通法の施行日※ <sup>2</sup>

※1 最高速度表示灯を有しないものは令和6年12月23日までの間、歩道走行不可

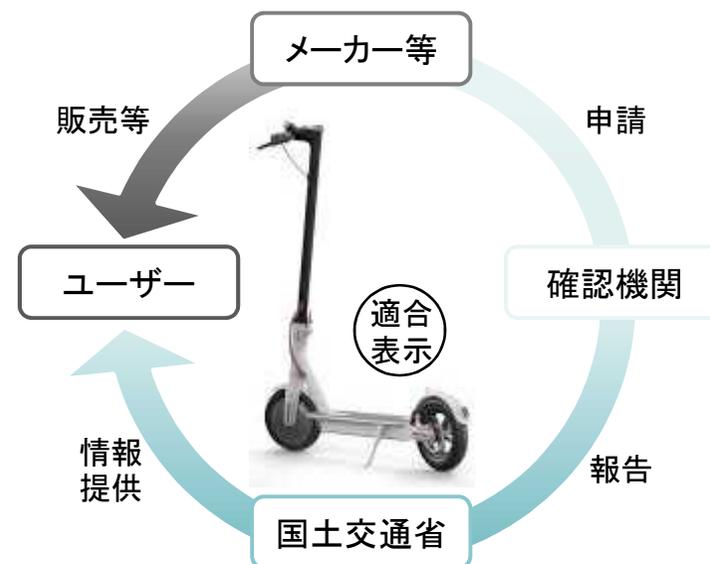
※2 改正道路交通法公布の日(令和4年4月27日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

- 安全な電動キックボード等の普及を促進するためには、関係省庁等とも連携しつつ、保安基準に適合しない「不適合品」の流通防止を図ることが重要
- このため、保安基準の策定とあわせ、①民間機関等による基準適合性確認制度を創設したほか、②国による市場サーベイランス等の導入に向けて検討中

## 民間機関等による基準適合性確認制度

(令和4年12月に措置済)

- 国土交通省は、民間の機関・団体等(確認機関)の能力をあらかじめ審査・公表
- 確認機関は、電動キックボード等のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、以下の項目について基準適合を確認  
(①サンプル車の保安基準適合性、②品質管理能力、③販売履歴の管理・不具合発生時の製品回収に係る能力)
- 確認を受けた電動キックボード等には、申請者、確認機関の名称等を記入した特別な表示を目立つ位置に貼付
- 国土交通省は、確認を受けた電動キックボード等について、確認機関名、メーカー名、販売者名、型式、写真等の情報をリスト化し、ホームページ等で公表
- 確認機関として不適切と認められる事案があった場合には、公表のうえ、当該機関・団体等を確認機関のリストから削除



## 国による市場サーベイランス等

(令和5年度より実施)

- 不適合品に関する情報提供窓口の設置や、市場抜取を通じた車両の性能確認等により市場の実態を把握
- 関係行政機関(警察庁・経産省・消費者庁)等に対し情報提供

## 市場措置の環境整備

(令和4年12月に措置済)

- 設計製造に起因する基準不適合が発生した場合には、リコール制度に準じた取扱いを行う

